

≪5.9 追記：規制庁へ質問・意見送付。また「承ります」か？≫

IC問題・規制庁検討会の検証が一段落した感があり、「素人的定量解析」の限界も感じていたところ、規制庁の「…検討会における調査・分析の具体的内容・手法について、科学的・技術的観点から御意見がありましたら、…検討会の議論、検討の参考とさせていただきます」との文書が目にとまりました。

2022.4.27の「女川2有毒ガス防護」の審査終了を受け5.1付で規制委に質問・意見した際は、5.13回答で「御意見につきましては承ります」<鳴り砂No.297 気になる動き 96-5>とのお役人特有の‘単に聞き置くだけ’の対応がなされ、また、「2024.9.20 申入書」に対しても半年以上が経過した現時点で未だ“なしのつぶて”で虚しさを覚えています（トラウマ）ですが、それでも“何もしなければ何も始まらない”と思い直し、外部専門家もいる検討会なら“完全無視”はないのではと期待して（東電の聞き飽きた詭弁回答が予想されますが）、次の文書を送付しました（*またもや「承ります」だけかも知れませんが…）。回答があれば随時ご報告します。

件名：『福島第一原発事故の分析検討会』の「非常用復水器（IC）に関する分析」について

内容：以下の点について質問・意見します。検討会でご議論の上、随時ご回答願います。

- 1 東電の「運転上の制限（温度降下率）遵守」のため地震後に自動起動したICを手動停止した<47回検討会資料 2-2・5頁等>との主張は、自動スクラムという異常発生時には「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従った必要な措置の実施を求め（保安規定77条2項）、その際「運転上の制限は適用されない」（同77条3項）と注記する『保安規定』や旧炉規法37条4項の保安規定遵守義務に反するのではないのでしょうか。
- 2 3度のA系IC手動操作時の温度降下率（温度制限値不遵守の実態）をお教え下さい。
- 3 設計上・運用上の問題点検証<50回検討会資料 6-2>のため、ICのユニット操作手順書を入力・公表し、手動操作時や自動起動時の手順（敦賀1とも比較）をお教え下さい。
- 4 スクラム・MSIV閉後は、炉心冷却維持・冷温停止に向け、『保安規定』77条2項・3項に則り、自動起動したICを継続作動させるのが最適だったのではないですか。
- 5 自動起動したIC2系統を継続作動させた場合の「津波襲来時」までの変化（崩壊熱発生量・炉圧・炉水温）およびICの状況（タンク水温・残水量・大気への放熱量）と、それに続く「津波襲来・IC不作動後」による炉圧・炉水温再上昇後のSRV作動による過渡変化（上記因子＋水位）および炉心露出・損傷開始時刻を、解析してお教え下さい。
- 6 1号機運転員ら・幹部らに対する①～③の保安教育・周知の事故前の実施時期と内容、およびそれらが事故時点で未実施（先送り）ならその理由・法的根拠をお教え下さい。
 - ①『保安規定』第4節を含む「異常時対応（中央制御室内対応および指揮、状況判断）」
 - ②前年（2010.6認可）のIC作動圧変更を含む保安規定変更<47回資料 2-1・4頁>
 - ③前年（20110.2.11施行）の1号機「第22章 自然災害事故」手順書の新規作成
- 7 保安規定や手順書などの重要事項変更・新設後の保安教育・周知の実施時期・方法について、既存規定（3年間に一度等）が不十分だから先送りされたのではないですか。
- 8 事故時の適用手順書にかかる東電資料や各種事故調資料で、地震を導入条件とする6③の自然災害事故手順書（22-1大規模地震発生）に言及したものがあればお教え下さい。 以上